

## 関係者各位

国土交通省が施行する松山広域都市計画道路事業一・四・一号自動車専用松山外環状線及び松山広域都市計画道路事業三・二・三号来住余戸線について、令和四年二月十五日付け国土交通省告示第七十四号をもって、都市計画法の規定に基づく都市計画事業の承認の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項をお知らせします。

### 記

一 都市計画事業の承認の告示があった起業地

イ 収用の部分

愛媛県松山市北井門二丁目、北土居三丁目、北土居二丁目、今在家四丁目及び来住町地内

ロ 使用の部分

なし

(注)起業地を表示する図面は、松山市都市整備部道路河川整備課でご覧いただけます。

二 土地価格の固定について

起業地については、都市計画事業の承認の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 補償を受けられる者の範囲について

土地所有者以外の者で都市計画事業の承認の告示のあった日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることはできません。

また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。

四 土地の保全について

都市計画事業の承認の告示があった日以後については、何人も、松山市長の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。

五 補償の制限について

土地所有者又は関係人は、起業地について都市計画事業の承認の告示があった日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を付加増置したりしたときは、あらかじめ松山市長の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。

六 裁決の申請の請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をすることが出来ます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することが出来ます。

この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

八 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人からも、直接愛媛県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることが出来ます。

九 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所所在地第二課において配布いたします。

十 その他不明な点については、松山市土居田町七九七番地二所在の国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所所在地第二課にご照会ください。

電話(〇八九)九七二一〇〇三四

国土交通省四国地方整備局

松山河川国道事務所